

栗東市中小企業者等 物価高騰対策デジタル化促進補助金

申請要領

【申請受付期間】

令和7年7月1日(火)～令和8年1月30日(金)

※郵送は当日消印有効

【申請方法】

郵送、持参

【申請・問合せ先】

〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25

栗東市商工会 栗東市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進補助金事務局

TEL:077-552-0661(受付時間:平日 9 時～17時※土日祝日及び 12/29～1/3 は除く)

FAX:077-553-5263

● 申請～交付までのフロー(概要)

申請は、郵送、持参での受付となります。

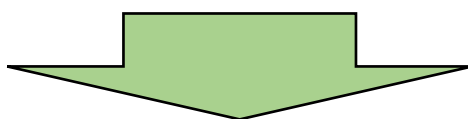
申請書類は栗東市または栗東市商工会ホームページからダウンロード可能です。

また、栗東市商工観光労政課および栗東市商工会窓口でもお渡しします。

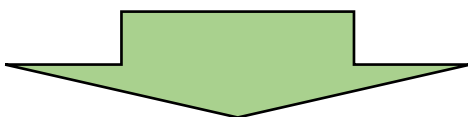
申請兼請求書に必要な書類
を併せ、栗東市商工会へ
申請してください。

※代表者の押印必要

書 類 の 提 出

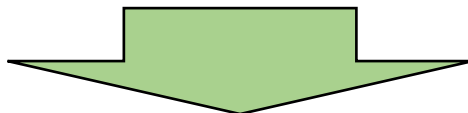


申 請 受 付

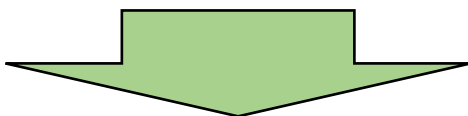


申 請 書 類 内 容 の 確 認

不備等があった場合は、事務局より担当者へ連絡いたします。



交 付 決 定 通 知 の 送 付



補 助 金 の 交 付

申請～交付まで概ね1カ月程度要します。

ただし、申請不備等がある場合は、通常より多くの期間を要します。

● 補助対象者

以下の全ての項目を満たす商工業者等を、補助対象者とします。

1. 令和7年4月1日以前から、栗東市内に事業所を有し、申請後も市内で事業を継続する意思がある中小企業者等

※中小企業者等…中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する法人及び個人（以下に該当する者）

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～⑦を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下

※従業員数は常時使用する従業員の数です。パート・アルバイトなどで期間を限定して採用している従業員は含みません。また、会社役員や個人事業主も含みません。

2. 1と同規模の医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等
3. 物価高騰の影響を受けていること。→令和7年1月以降のいずれかの月の主な原材料等の仕入価格または光熱水費等のいずれかが、令和2年から令和6年の同月比で5%以上上昇していることがわかる書類の提出を求めます。光熱水費等の領収書等
4. 市税の滞納がないこと。→市税の完納証明書の提出を求めます。

上記1～4にあてはまる場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同法第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等の営業を行う者
- ③ 政治団体若しくは宗教上の組織又は団体
- ④ 事業収入が寄付金、補助金、助成金、金利等による収入又は株式会社等で営業外収益によって得られた収入のみの事業者
- ⑤ 個人事業主のうち主たる収入が当該事業の収入以外の収入であるもの
- ⑥ 栗東市が事業者に対して交付する本補助金と趣旨又は目的を同じくする国県等の類似の補助金等を受給し、又は受給することができる者

※本補助金の交付対象外が懸念される補助金を申請又は申請予定の事業者は、市商工観光労政課（077-551-0236）までお問合せください。

● 対象事業

(1) 補助対象事業

1. 補助金の交付対象となる事業は下記に定める事業とします。

- (1) 販売状況や顧客情報等の管理システムの導入
- (2) A I 等を活用した販売戦略や市場分析等
- (3) ネットショッピング等の電子商取引サイト制作
- (4) デジタルを活用した店舗環境改善整備（フリーWi-Fi環境整備を含む。）
- (5) キャッシュレスシステムの導入
- (6) セルフオーダーシステムの導入
- (7) 予約管理システムの導入
- (8) 経理及び会計システムの導入
- (9) 人事管理システムの導入
- (10) グループウェアシステムの導入
- (11) クラウド管理の導入
- (12) サイバーセキュリティへの対策
- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が認める事業

2. 令和7年4月1日から令和8年1月末までに完了する事業を対象とします。

3. ただし、下記の事業は、補助対象事業としません。

- ・公序良俗に反するおそれがある事業
- ・補所対象者と資本関係がある事業者、若しくは補助対象者（法人に限る）の代表者、役員、補助対象者（個人に限る）の配偶者若しくは2等身以内の親族が役員として属する事業者又は事業を営んでいない個人と契約した事業

(2) 補助対象経費

1. 補助金の交付対象となる経費は下記の表に定める経費とします。

区分	補助対象経費
ソフトウェア・システム導入費	ソフトウェア・システムの導入費、リース料、レンタル料又は保守費用 ※リース料、レンタル料及び保守費用に関しては補助対象期間分の費用又は補助対象期間内に一括で支払うことができる期間分（最大1年分）
サービス利用費	クラウドサービスの利用に関する費用 ※利用に関する費用は、補助対象期間分の費用又は補助対象期間内に一括で支払うことができる期間分（最大1年分）
委託費	補助対象事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託若しくは外注するために支払われる経費又は機器やソフトウェアの開発、改良等を委託する費用
機器購入費	パソコン、スマートフォン、タブレット若しくはプリンタ等の購入費、リース料、レンタル料又は保守費用 ※リース料、レンタル料及び保守費用に関しては補助対象期間分の費用又は補助対象期間内に一括で支払うことができる期間分（最大1年分）

2. 消費税及び地方消費税は、補助対象外とします。

(3) 補助金額

1. 補助金額は、下記の表の補助対象経費の区分ごとに要した費用の額に補助率（3分の2）を乗じて得た額とし、区分ごとに規定する基準限度額（機器購入費と機器購入費以外を合算する場合は合計限度額とする。）を限度とします。

補助対象経費	補助率	基準限度額	合計限度額
経費区分：機器購入費（汎用性の高い機器）	3分の2	15万円	20万円
経費区分：上記以外		20万円	

2. 機器購入費に関して、パソコン、スマートフォン等の汎用性の高い機器については、ソフトウェア・システム導入費、サービス利用費及び委託費とあわせて申請するものであり、その対象事業を遂行するために必要な場合に限り補助対象とし、基準限度額は15万円とします。ソフトウェアと一体となっているPOSレジシステム等の使用用途が限られている機器については、基準限度額を20万円とします。

3. 補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

【計算例】

①ソフトウェア・システム導入費（税抜き） 90,000円（消費税込み 99,000円）

②機器購入費（税抜き）：パソコン 195,000円（消費税込み 214,500円）

③機器購入費（税抜き）：タブレット 90,000円（消費税込み 99,000円）

※① $90,000円 \times 2 / 3 = 60,000円$ 。

※②、③ $(195,000円 + 90,000円) \times 2 / 3 = 190,000円 \rightarrow$ 機器購入費（汎用性の高い機器）の基準限度額（150,000円）を超えるため、150,000円。

※①60,000円+②、③150,000円（基準限度額）=210,000円→合計限度額（200,000円）を超えるため、200,000円が補助金申請額となる。

補助対象経費 ①90,000円+②195,000円+③90,000= **375,000円**

補助金申請額 **200,000円**

● 申請方法

（１）申請

1. 次ページ以降をよく確認の上、必要添付書類をご準備ください。申請兼請求書は、栗東市ホームページ又は商工観光労政課及び栗東市商工会窓口にて入手できます。
2. 提出書類を全て、事務局に郵送または持参してください。
3. 事務局の審査にて、不備等があればご担当者まで連絡します。

※事務局の指定した期日までに申請の不備を解消できない時は、申請を取り下げたものとみなします。

提出先（下記枠を切り取ってお使いいただけます。）

〒520-3047

栗東市手原三丁目1-25

栗東市商工会 物価高騰対策デジタル化促進補助金事務局 宛

※申請期間 令和7年7月1日（火）～令和8年1月30日（金）当日消印有効

※郵送はレターパックや簡易書留、特定記録郵便など、記録の残る方法で送付してください。

なお、送料は申請者負担となります。

(2) 必要添付書類（所在地確認）の例

本補助金の受給のために、「栗東市内に事業所を有し、事業を営んでいること」と要件があります。同要件の確認書類の例として以下を求めますが、**必ず「栗東市内事業所の記載があること」を確認してください。**上記に当てはまらない場合は、添付書類として認められません。

【法人の場合】

直近の確定申告別表一、法人市民税申告書（写し） 等

※e-tax等でデータを送信したことが分かるものを併せて添付してください。

確定申告書別表一

電子申告の場合、表上部に「**電子申告日時、受付番号**」が記載されていることを確認ください。
(記載が無い場合は、次ページ参照)

法人市民税申告書
(第二十号様式)

栗東市の住所となっているか確認ください。

メッセージ詳細(受信通知)

送付結果の詳細は以下のとおりです。
送信元: 栗東市役所 (〒519-0201 和歌山県栗東市)
受信先: 法人市民税課 (〒519-0201 和歌山県栗東市)
送信日時: 2023/10/10 10:00:00
受信日時: 2023/10/10 10:00:00
送信内容: 法人市民税申告書データ
受信内容: 法人市民税申告書データ
送信結果: 成功
受信結果: 成功
送信エラーメッセージ: なし
受信エラーメッセージ: なし

確定申告書データ送付確認画面

【個人事業主の場合】

直近の所得税確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書又は収支内訳書（写し） 等
※e-tax等でデータを送信したことが分かるものを併せて添付してください。

確定申告書第一表

青色申告決算書

収支内訳書

栗東市の住所となっているか確認ください。

受信通知

通知内容

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	仙台北税務署	
利用者識別番号	1018911408107032	
氏名又は名称	氏名	
受付番号	20200914141744316315	
受付日時	2021/10/01 11:17:41	
年分	令和01年分	
種目	所得税及び復興特別所得税	
所得金額	1,000,000 円	
申告納税額	納める税金	10,000 円
	還付される税金	—
備考	HUBH275I:ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付、Q Rコードによるコンビニ納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。	
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の	

電子申告日時、受付番号の記載が無い場合は、e-tax 等でデータを送信したことが分かるものを併せて添付してください。

確定申告書データ送付確認画面

(3) 必要添付書類（対象経費を支出したことを証する書類）の例

本補助金の受給のために、「対象経費を支出したことを証する書類」を提出する必要があり、「領収書」の写しの提出を求めますが、領収書だけでは経費の内容、品目、数量などの内容がわからない場合は請求書、納品書等をあわせて提出してください。なお、電子マネーで支払いをした経費は補助対象外です。また、銀行振込やクレジットカードによる支払いは可能としますが、下記の書類の提出も必要となります。

※電子マネーの支払いの場合、支払方法、支払内容が不明確となるケース（提出する書類では電子マネーと対象外のポイント利用の内訳が不明確であるなど）があるため、本事業では対象外としております。

【現金払いの場合】

○領収書

- ①補助事業者が支払いしたことが確認できるか
- ②領収書の発行者、支払先は一致しているか
- ③領収金額は支払い金額と一致しているか
- ④支払い日は請求日以降、事業終了日以前か

領収書		No. 0123
①株式会社 ○○ 様		
③¥ 4 1 2, 5 0 0		
但し、○○代として		
④令和7年○○月○○日 上記正に領収いたしました。		
内訳		
税抜金額	¥ 375, 000	
消費税額等（10%）	¥ 37, 500	②株式会社 ○○○

領収書

※上記の例のような領収書の場合、それだけでは経費の内容、品目、数量などの内容がわからないため、請求書、納品書等をあわせて提出してください。

【銀行振込の場合】

○領収書

- ①補助事業者が支払いしたことが確認できるか
- ②領収書の発行者、支払先は一致しているか
- ③領収金額は支払い金額と一致しているか
- ④支払い日は請求日以降、事業終了日以前か

領収書		No. 0123
①株式会社 ○○ 様		
③¥ 4 1 2, 5 0 0		
但し、○○代として		
④令和 7 年○○月○○日 上記正に領収いたしました。		
内訳		
税抜金額	¥ 375, 000	
消費税額等 (10%)	¥ 37, 500	②株式会社 ○○○

領収書

※上記の例のような領収書の場合、それだけでは経費の内容、品目、数量などの内容がわからないため、請求書、納品書等をあわせて提出してください。

○振込金受取書※ATMの場合はご利用明細票、ネットバンキングの場合は同様のページの画面コピー

- ①補助事業者が支払いしたことが確認できるか
- ②請求元と支払先は一致しているか
- ③支払金額は請求金額と一致するか
- ④支払日は事業終了日以前ですか

払込金受取書（兼手数料受取書）				④2025 年○月○日（月）	
②	お振込先	○○銀行 1 銀行 2 信組 3 信金 4 その他		支店	○○支店
	1 普通 2 貯蓄 3 当座 4 その他		口座番号	1 2 3 4 5 6 7	金額 ③¥ 412, 500
①	お受取人	カブシキガイシャ○○○			
	ご依頼人	株式会社 ○○			
	ご住所 〒○○○ (077) ○○○-○○○○ 栗東市○○○				

ご利用頂きましてありがとうございました。 ○○銀行

振込金受取書

【クレジットカード払いの場合】

○領収書

- ①補助事業者が支払いしたことが確認できるか
- ②領収書の発行者、支払先は一致しているか
- ③領収金額は支払い金額と一致しているか
- ④支払い日は請求日以降、事業終了日以前か

領収書		No. 0123
 ①株式会社 ○○ 様		
③¥ 4 1 2 , 5 0 0		
但し、○○代として		
④令和7年○○月○○日 クレジットカード払いにて領収いたしました。		
<u>内訳</u>		
<u>税抜金額</u>	¥375,000	
<u>消費税額等（10%）</u>	¥37,500	②株式会社 ○○○

領収書

※上記の例のような領収書の場合、それだけでは経費の内容、品目、数量などの内容がわからないため、請求書、納品書等をあわせて提出してください。

○クレジットカード利用明細

- ①補助事業者のクレジットカードであることが確認できるか
 ②カード会社名は確認できるか
 ③クレジットカードのご利用日は確認できるか
 ④利用店名等内容が確認できるか
 ⑤支払い金額が確認できるか
 ⑥利用明細のお支払い合計額（引落金額）は確認できるか
 ⑦クレジットカード会社からの口座引落日は事業終了日以前か（終了日後は補助対象外）

ご利用明細情報

②〇〇カード株式会社

2025年〇月分のお支払い明細

お名前	①株式会社〇〇
お支払い日	⑦2025/〇/〇(月)
お支払い合計額	⑥2,000,000円

金融機関	〇〇銀行
支店	〇〇支店
種別	普通
口座番号	〇〇〇〇〇〇

ご利用日	ご利用店名・商品名	ご利用金額	支払区分	支払回数	お支払い金額
③2025/〇/〇	④〇〇〇	¥412,500		1	⑤¥412,500
2025/〇/〇	***	¥*****		1	¥*****
2025/〇/〇	***	¥*****		1	¥*****
2025/〇/〇	***	¥*****		1	¥*****
2025/〇/〇	***	¥*****		1	¥*****
	合計	⑥¥2,000,000			¥2,000,000

クレジットカード利用明細

○決済口座の通帳の口座情報、引落を確認できるページのコピー（ネットバンキングの場合は同様のページの画面のコピー）

- ①補助事業者の名義の口座であることが確認できるか
- ②クレジットカード会社に支払いをしたことが確認できるか
- ③引落金額はカード利用明細のお支払い額と同じか
- ④クレジットカード会社からの口座引落日は事業終了日以前か（終了日後は補助対象外）

預金通帳	普通預金
店番号 口座番号	
〇〇〇 〇〇〇〇 ①株式会社〇〇 様	
〇〇銀行	

通帳の表紙

〇〇銀行	
①株式会社〇〇 様	
店番号 口座番号	
〇〇〇 〇〇〇〇	
〇〇銀行 〇〇支店 TEL〇〇〇-〇〇〇〇	

通帳 1 ページ目等

普通預金				
日付	お支払い金額	お預り金額	適応	差引残高
④2025/〇/〇	③2, 000, 000		②〇〇カード ご利用	

通帳の履歴ページ

栗東市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進補助金 申請書類チェックシート

■申請書類の確認

書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか等ご確認ください。

なお、このチェックシートは提出の必要はありません。

提出書類		チェック
1. 栗東市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進補助金交付申請兼請求書（様式第1号）		☐
1	代表者の押印がされているか。	☐
2	所在地は栗東市内の事業所所在地となっているか。	☐
3	資本金の額、業種、常勤する従業員数に誤りはないか。	☐
4	連絡担当者に誤りはないか。	☐
5	補助対象経費、補助金申請額に誤りはないか。	☐
6	振込先口座に誤りはないか。	☐
2. 誓約書（様式第2号）		
1	誓約書を確認した上で、署名押印したか。	☐
3. 対象事業を実施したことを証する書類		☐
1	対象事業の事業内容が分かるものを添付したか。仕様書、見積書、パンフレット等。	☐
2	成果品の写真などを添付したか。	☐
4. 対象経費を支出したことを証する書類		☐
1	対象経費を支払ったこと分かる領収書を添付したか。 ※銀行振込の場合は振込金受取書等も添付したか。 ※クレジットカード払いの場合はクレジットカード利用明細、決済口座の通帳の該当部分コピー等も添付したか。 ※電子マネーで支払いをした経費は補助対象外。	☐
5. 市内に事業所を有することが分かる書類		☐
1	下記のいずれかの書類（写し）を添付したか。 （法人） ○直近の法人税の確定申告を行っていることが確認できる書類（法人税確定申告書別表一） ※e-tax等でデータを送信したことが分かるものを併せて添付し	☐

	たか。 ○法人設立等申告書の写し等（開業間もない場合等で確認申告を行っていない事業者のみ） （個人） ○直近の所得税の確定申告を行っていることが確認できる書類（所得税確定申告書第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書） ※e-tax等でデータを送信したことが分かるものを併せて添付したか。 ○開業間もない場合は開業届の写し等事業実態が確認できる書類	
2	添付書類の所在地、商号等は様式第1号の申請書と一致しているか。	☐
※上記に代わる書類を提出できない場合は事務局（077-552-0661）までお問合せください。		
6. 市税の完納証明書		☐
7. 物価高騰の影響を受けていることの分かる書類		☐
1	下記の書類（写し）を添付したか。 ○令和7年1月以降のいずれかの月の主な原材料等の仕入価格または光熱水費等のいずれかが、令和2年から令和6年の同月比で5%以上上昇していることが分かる書類（光熱水費の領収書等）	☐
8. 振込先の分かる通帳の写し等		☐
1	（法人）法人名義の口座となっているか。 （個人）個人事業主名義の口座となっているか。	☐
2	金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人が確認できるか。	☐

● 留意事項(必ずお読みください)

- (1) 補助金の申請に関し、全ての申請要件を満たしておらず、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが発覚した場合は、栗東市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進補助金交付要綱第9条及び第10条の規定により、交付決定の取消や補助金の返還等を求めます。
- (2) 申請内容に不備があり事務局が指定した期限までに不備を解消できない場合には、申請を取り下げたものとみなします。
- (3) 本申請に係る書類一式については、返却は致しません。申請者にて控えをとっていただき、交付決定後5年間は保管してください。
- (4) 栗東市から補助金の効果測定や今後の施策検討等のために、本補助金の受給者へアンケート調査への回答を求める場合があります。